

令和7年度 第3回 静岡県消費者教育推進県域協議会

日 時 令和8年3月12日(木) 10:00~11:30

場 所 静岡県庁別館7階第三会議室

- 1 令和7年度 消費者教育推進のための取組実績
- 2 令和8年度 消費者教育推進のための取組予定
- 3 県民生活センター等からの報告

＜配付資料一覧＞	
【資料1-1】	成年年齢引下げ後の消費生活相談の状況
【資料1-2】	令和7年度 消費者教育推進のための取組実績
【資料1-3】	消費者教育出前講座
【資料1-4】	シニア向けデジタル活用出前講座
【資料1-5】	勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発事業
【資料1-6】	教員向け消費者教育の実践に関する研修
【資料1-7】	消費者教育講師のフォローアップ
【資料1-8】	エシカル消費推進事業
【資料2-1】	令和8年度 消費者教育推進のための取組予定
【資料2-2】	教員向け消費者教育メールマガジン チラシ
【資料3-1】	東部県民生活センターの取組状況
【資料3-2】	中部県民生活センターの取組状況
【資料3-3】	西部県民生活センターの取組状況
【資料3-4】	賀茂広域消費生活センターの取組状況
【参考資料1】	静岡県消費者教育推進県域協議会設置要綱
【参考資料2】	静岡県消費者基本計画総括評価

令和7年度
第3回 静岡県消費者教育推進県域協議会 出席者名簿

(構成員)

氏名	機関・団体名等
靄岡 寿治 【座長】	静岡県弁護士会 弁護士
星野 洋美 【会場】	常葉大学 名誉教授
小楠 展央 【Web】	静岡県司法書士会 司法書士
小林 昭子 【会場】	静岡県消費者団体連盟 顧問
清水 久美子 【会場】	静岡県生活協同組合連合会 常務理事
福田 和明 【Web】	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会 専務理事
大川 皓平 【Web】	公益社団法人日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 2025年度会長
安田 武 【会場】	静岡県金融広報委員会 事務局長
藤下 真由 【欠席】	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課 主事
秋岡 智子 【Web】	静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部代表（御殿場市立高根小学校長）
中谷 哲司 【会場】	静岡県教育委員会事務局教育政策課 班長 <代理出席>
青木 桂一 【会場】	静岡県教育委員会事務局義務教育課 教育主査
片井 伴浩 【会場】	静岡県教育委員会事務局高校教育課 教育主幹
加茂 聡 【会場】	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課 教育主査
三ツ岡 市朗 【会場】	静岡県教育委員会事務局社会教育課 主事
白鳥 直子 【会場】	静岡県くらし・環境部県民生活課長
渡邊 敏男 【Web】	東部県民生活センター 消費者行政班長
小川 貴生 【Web】	中部県民生活センター 消費者行政班長
長葎 健一 【Web】	西部県民生活センター 消費者行政班長
松久 真弓 【Web】	賀茂広域消費生活センター 所長

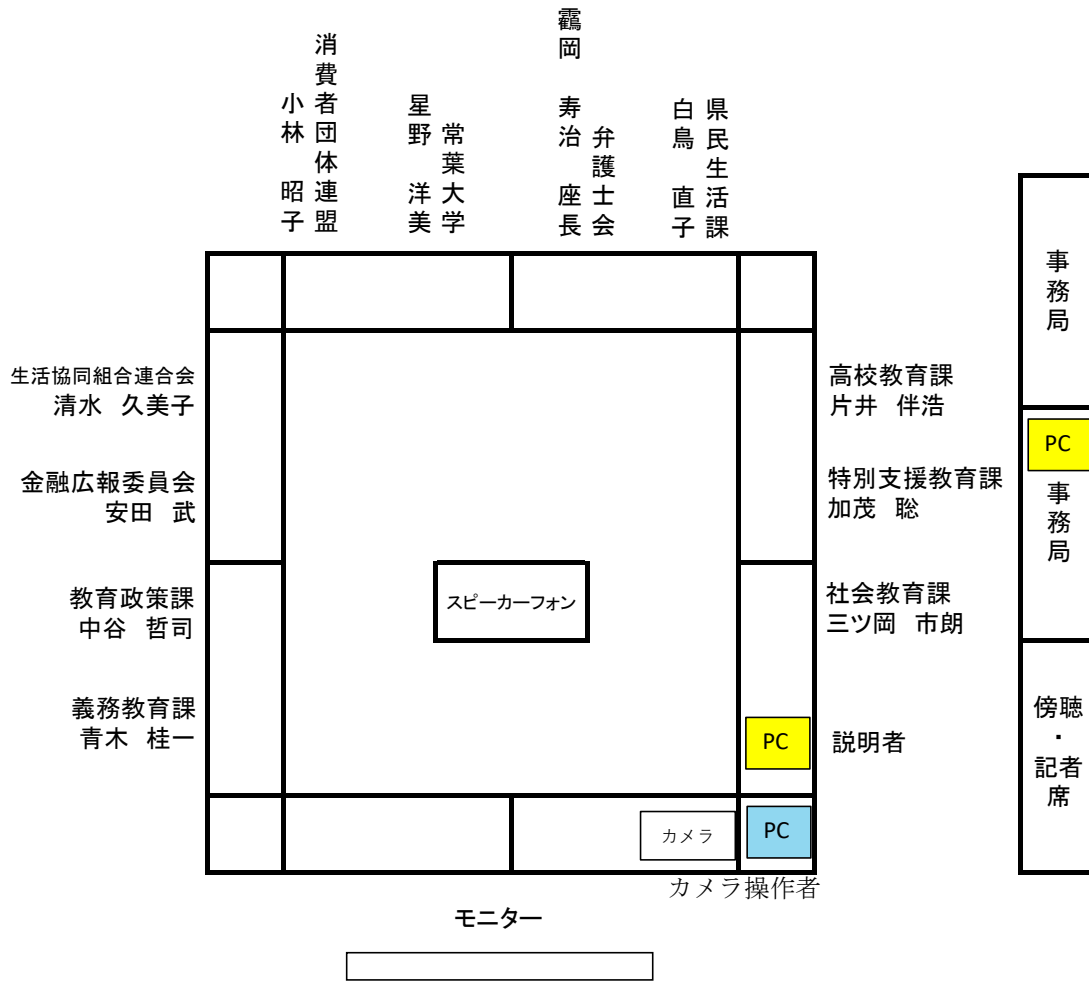
(事務局)

県民生活課	小澤 美和	課長代理
	柴田 麻由美	消費者支援班長
	山下 浩平	総括主査
	林 怜華	主任
	高橋 真紀	主任
	田代 小百合	主事
	稲垣 咲那	主事

令和7年度
第3回静岡県消費者教育推進県域協議会 座席表

日時 令和8年3月12日(木)10時～11時30分
場所 別館7階第三会議室

[敬称略]



入

成年年齢引下げ後の消費生活相談の状況

1 要旨

- ・令和7年4月～令和8年1月までの18～19歳の消費生活相談件数は146件であり、前年同時期に比べて7件（5%）増加した。平均既支払額は122千円であり、前年同時期に比べて17千円（12.2%）減少した。
- ・販売購入形態別では、通信販売が最も多く、次いで店舗購入となっている。
- ・商品サービス別では、他の健康食品が最も多く、次いで商品一般、脱毛エステとなっている。
- ・他の健康食品、脱毛エステ、化粧クリームと、美容に関する相談が多くなっている。

2 18～21歳の若年層の相談件数及び平均既支払額（単位：件、千円）

区分	R6年4月～R7年1月	R7年4月～R8年1月	前年度比
18～19歳の相談件数	139	146	105.0%
平均既支払額	139	122	87.8%
20～21歳の相談件数	267	307	115.0%
平均既支払額	322	284	88.2%
全体の相談件数	21,127	22,997	108.9%
平均既支払額	472	517	109.5%

3 販売購入形態別・商品サービス別相談件数の推移 ※集計対象：R7.4.1～R8.1.31

(1) 販売購入形態別相談件数（単位：件、%）

区分	18～19歳			20～21歳			
	R6.4-R7.1	R7.4-R8.1	前年度比	R6.4-R7.1	R7.4-R8.1	前年度比	
店舗購入	43	40	93.0%	77	101	131.2%	
特殊販売	訪問販売	5	6	120.0%	16	14	87.5%
	通信販売	53	61	115.1%	95	95	100%
	マルチ・マルチまがい	0	3	-	3	6	200.0%
	電話勧誘販売	7	6	85.7%	35	27	77.1%
	ネガティブ・オプション	0	0	0%	0	0	0%
	訪問購入	1	1	100%	0	0	0%
	その他無店舗	1	1	100%	2	4	200.0%
合計	110	118	107.3%	228	247	108.3%	

※不明・無関係は除く。

(2) 商品・サービス別相談件数 (単位：件)

18～19歳				20～21歳			
R6.4-R7.1		R7.4-R8.1		R6.4-R7.1		R7.4-R8.1	
脱毛エステ	18	他の健康食品	13	脱毛エステ	30	脱毛エステ	46
賃貸アパート	9	商品一般	12	他の内職・副業	22	商品一般	23
商品一般	7	脱毛エステ	12	役務その他サービス	17	他の内職・副業	17
他の内職・副業	7	賃貸アパート	5	商品一般	16	医療サービス	15
他の健康食品	5	電気	4	医療サービス	14	役務その他サービス	14
インターネットゲーム	5	フリーローン・サラ金	4	フリーローン・サラ金	9	フリーローン・サラ金	11
医療サービス	5	役務その他サービス	4	賃貸アパート	8	賃貸アパート	7
相談その他	4	化粧クリーム	3	普通・小型自動車	7	携帯電話サービス	7
普通・小型自動車	3	洗顔クリーム	3	金融コンサルティング	7	電気	6
修理サービス	3	修理サービス	3	金融関係サービスその他	5	普通・小型自動車	6

※県及び市町の消費生活センター及び相談窓口受付分。R8.2.16 検索時点。

令和7年度 消費者教育推進のための取組実績

1 概要

「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づき、平成26年3月、静岡県消費者教育推進計画を策定した。この計画に基づき、学校、家庭、地域、職域の場において、多様な主体間の連携のもと、消費者教育を推進してきた。

令和4年3月に策定した消費者基本計画のうち、大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく消費者教育推進計画と位置づけ、消費者教育推進の取組を展開した。

2 事業概要

施策の柱	主な取組内容	資料
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発 ○消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施 ○SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施	1-8
ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施 ○消費者教育出前講座の実施 ○高校生消費者教育出前講座の実施 ○シニア向けデジタル活用出前講座の実施	1-3 1-4
	(2) 新社会人向け消費者教育教材の制作	—
	(3) エシカル消費に関する消費者教育教材の制作	—
	(4) 勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発事業	1-5
	(5) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	—
	(6) 情報誌やホームページ等による情報発信	—
	(7) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	—
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 ○教員向け消費者教育実践講座 ○総合教育センター研修	1-6
	(2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	1-7

3 取組状況

施策の柱	区分	取組の概要
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発	消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感を広げる取組を展開 消費者が「エシカル消費」を知り、身近に感じることで認知度向上を図り、日常生活において何か一つでも「エシカル消費がプラス」されるよう促進 ○マークイズ静岡において、エシカルな商品の販売やワークショップを行うマルシェを開催 ○小中学生向けエシカル消費とSDGsに関する出前講座の実施 ・沼津、裾野、函南、富士、富士宮、焼津、掛川、湖西各1校 計740名受講

ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施	<p>県民生活センターを拠点とし、消費生活相談員や消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座等を実施</p> <p>○消費者教育出前講座の実施（見込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>回 数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂・東部地区</td> <td>90 回</td> <td>6,152 名</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>68 回</td> <td>6,147 名</td> </tr> <tr> <td>西部地区</td> <td>114 回</td> <td>7,939 名</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> <td>12 回</td> <td>740 名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>284 回</td> <td>20,978 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>うち、高校生向け消費者教育出前講座の実施（見込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校数</th> <th>回 数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95 校</td> <td>130 回</td> <td>15,119 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○消費者教育講師の派遣（見込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>回 数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂・東部地区</td> <td>72 回</td> <td>5,243 名</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>50 回</td> <td>4,942 名</td> </tr> <tr> <td>西部地区</td> <td>83 回</td> <td>5,981 名</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> <td>12 回</td> <td>740 名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>217 回</td> <td>16,906 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○高齢者・見守り者向け消費者教育出前講座の実施（見込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>回 数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂・東部地区</td> <td>34 回</td> <td>824 名</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>19 回</td> <td>567 名</td> </tr> <tr> <td>西部地区</td> <td>44 回</td> <td>1,023 名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>97 回</td> <td>2,414 名</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	回 数	受講者数	賀茂・東部地区	90 回	6,152 名	中部地区	68 回	6,147 名	西部地区	114 回	7,939 名	本庁	12 回	740 名	合 計	284 回	20,978 名	学校数	回 数	受講者数	95 校	130 回	15,119 名	地 区	回 数	受講者数	賀茂・東部地区	72 回	5,243 名	中部地区	50 回	4,942 名	西部地区	83 回	5,981 名	本庁	12 回	740 名	合 計	217 回	16,906 名	地 区	回 数	受講者数	賀茂・東部地区	34 回	824 名	中部地区	19 回	567 名	西部地区	44 回	1,023 名	合 計	97 回	2,414 名
	地 区	回 数	受講者数																																																								
	賀茂・東部地区	90 回	6,152 名																																																								
	中部地区	68 回	6,147 名																																																								
	西部地区	114 回	7,939 名																																																								
	本庁	12 回	740 名																																																								
	合 計	284 回	20,978 名																																																								
学校数	回 数	受講者数																																																									
95 校	130 回	15,119 名																																																									
地 区	回 数	受講者数																																																									
賀茂・東部地区	72 回	5,243 名																																																									
中部地区	50 回	4,942 名																																																									
西部地区	83 回	5,981 名																																																									
本庁	12 回	740 名																																																									
合 計	217 回	16,906 名																																																									
地 区	回 数	受講者数																																																									
賀茂・東部地区	34 回	824 名																																																									
中部地区	19 回	567 名																																																									
西部地区	44 回	1,023 名																																																									
合 計	97 回	2,414 名																																																									
(2) 新社会人向け消費者教育教材の制作	最新の消費者トラブルを踏まえ、県や市町が新社会人向けの出前講座で活用できる教材を制作																																																										
(3) エシカル消費に関する消費者教育教材の制作	実践例や認証マークの紹介等、県や市町が小・中学生向けのエシカル消費に関する出前講座で活用できる教材を制作																																																										
(4) 勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発の実施	交通広告やビジョン広告、Web 広告等を活用し、トラブル事例の周知による消費者被害の未然防止を図るとともに、被害に遭った際の消費生活相談窓口を周知																																																										
(5) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施 ○消費者月間（5月） ○消費者被害防止月間（12月）																																																										
(6) 情報誌やホームページ等による情報発信	悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施 ○外国人向けリーフレットの作成 ○県ホームページ、SNS等による情報発信 ○消費者教育・啓発リーフレット制作 ・2種発行 ○消費者被害防止のためのWeb広告配信																																																										

	(7) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座を実施
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施	<p>学校における消費者教育を支援するため、教員を対象とした講座や研修を実施</p> <p>○教員向け消費者教育実践講座（教育委員会連携講座）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/1実施 ・家庭科教員向け 27名参加（オンライン）、8名参加（オンデマンド、2/4時点） ・全教員向け 12名参加（オンライン）、60名参加（オンデマンド、2/4時点） <p>○総合教育センター研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/4情報モラル教育実践研修（37名参加）
	(2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	<p>消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に最新の消費者トラブルに対応するための研修を実施</p> <p>○知識編（録画配信）8月～11月 受講者：245名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年代別の最新の消費者被害について ・だましの手口と消費者心理 ～デジタル時代に求められる消費者力とは～ ・キャッシュレス決済の仕組みと注意点 <p>○実践編（集合型・意見交換会）</p> <p>東部8/27、中部9/11、西部9/29 受講者：66名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に合わせた講座の作り方とポイントについて ・出前講座の方法等に関する意見交換

消費者教育出前講座

1 要 旨

- 消費者トラブルの未然防止、消費者市民社会の理念普及のため、県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び消費者教育講師人材バンク登録の講師を活用した消費者教育出前講座を実施。
- 出前講座では、契約に関する基礎知識や消費者トラブルの事例を学び、消費者被害の未然防止の力を養うとともに、SDGsやエシカル消費の概念を学び、消費者市民社会の実現に向けた意識を養うためのテーマを設けている。
- 令和4年4月の成年年齢引下げに対応するため、令和7年度も引き続き高校生を中心においた出前講座を実施し、学校における消費者教育支援を重点的に実施した。
- 学校に限らず、企業、地域等、様々な場で実施できるよう、具体的なイメージが持てるような広報展開に努めた結果、昨年度に引き続き高齢者向けの講座の実施回数も多くなっている。

2 消費者教育出前講座実績(消費者教育講師が実施した出前講座を含む)

(1) 令和7年4月～令和8年3月(見込)

地域	大学生		高校生		中学生		専門学校生		特別支援学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	2	211	3	51			4	242			3	90	27	682	7	142	9	265	55	1,683
中部	2	500									5	206	12	393	7	174	2	26	28	1,299
西部	4	870					2	130			9	114	42	969	2	54			59	2,137
本庁					2	159											10	581	12	740
高校生出前講座			95	13,938					26	626							9	555	130	15,119
合計	8	1,581	98	13,989	2	159	6	372	26	626	17	410	81	2,044	16	370	30	1,427	284	20,978

※高校生出前講座の「その他」は保護者向け出前講座

(参考) 令和6年度

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	2	185	3	55			6	383			3	60	33	927	8	138			55	1,748
中部	3	1,751	2	53							1	16	14	513	5	89	2	118	27	2,540
西部	7	897			1	216	2	135			10	215	35	683	1	11	1	15	57	2,172
本庁	2	117			1	34											11	375	14	526
高校生出前講座			113	15,852					32	752							10	1,089	155	17,693
合計	14	2,950	118	15,960	2	250	8	518	32	752	14	291	82	2,123	14	238	24	1,597	308	24,679

(2) 高校生消費者教育出前講座

○実施状況（令和3年度～令和7年度）

区 分		R7 対象校	R7 (見込)	R6 (実績)	R5 (実績)	R4 (実績)	R3 (実績)
公立高校	計	127	73	93	88	79	76
	東部	47	24	26	25	25	22
	中部	35	21	28	25	21	18
	西部	45	28	39	38	33	36
県立・市立高校	計	93	48	62	60	53	56
	東部	33	14	15	15	15	16
	中部	27	13	20	17	13	13
	西部	33	21	27	28	25	27
県立特別支援学校 (高等部)	計	34	25	31	28	26	20
	東部	14	10	11	10	10	6
	中部	8	8	8	8	8	5
	西部	12	7	12	10	8	9
私立高校	計	44	22	17	18	17	7
	東部	12	5	5	5	5	2
	中部	19	9	8	8	8	4
	西部	13	8	4	5	4	1
合 計	計	171	95	110	106	96	83
	東部	59	29	31	30	30	24
	中部	54	30	36	33	29	22
	西部	58	36	43	43	37	37

シニア向けデジタル活用出前講座



1 要旨

- ・社会のデジタル化により、スマートフォン等デジタル機器を活用した消費活動が進んでいるが、高齢者を中心に十分活用できない人も多く、「デジタル格差の解消」が重要な課題となっている。
- ・令和5年度に、主に高齢者を対象として、デジタル機器やサービスの安全・安心な使い方やインターネット上の消費者トラブルの対処法などを教える消費者教育講師を養成し、32名を人材バンクへ登録した。
- ・令和6年度からは、養成した講師を、「シニア向けデジタル活用出前講座」として、各地域で実施する出前講座に派遣している。

2 講座概要

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（スマホは使えるが、インターネット上で多い消費者トラブルに遭わないための知識を身につけたい方） ・高齢者を見守る立場の方（家族、民生委員、介護事業所の職員等）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット利用時に気を付けたいこと ・インターネット上の消費者トラブル事例とその対処方法 ・スマホを使用した実技
定員	1回あたり 10～20 人程度
会場	申込者が希望する会場に講師を派遣
費用	無料
講義時間	90 分（調整可）
実施状況	・11 件（令和7年度見込み）
申込種別	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体 1 件 ・高齢者施設 1 件 ・市町 5 件 ・シルバー人材センター 3 件 ・シニアクラブ 1 件

3 講座のイメージ

<p>静岡県シニア向け消費者教育出前講座</p> <p>スマホ時代に 知っておきたい</p> <p>消費者トラブルにあわないための インターネットとの安全な付き合い方</p> 	<p>カード教材</p> <p>あなたが「あやしい」と感じる場所はどこ？ 基本編(1～4)の表と裏をよく見て探してみよう</p>  <p>共同研究 株式会社カスペルスキー/国立大学法人静岡大学 (2023年9月)</p>
<p>【2】ショッピングサイト利用前のチェックポイント</p> <p>注文確定前に「返品特約」を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返品は可能か ・返品の条件は何か (イメージが違う場合の返品対応などは事業者によって違います) ・送料の負担はあるのか ・連絡手段を示しているか <p>※「返品特約」の表示をしていない場合、商品が届いた日を含め8日以内は送料自己負担で返品できます。</p> <p>最終確認画面をスクリーンショットなどで保存</p>	<p>【6】定期購入になっていませんか？</p> <p>最終確認画面で必ず確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1回限りか定期購入か 2 2回目以降の価格はいくらか 3 どうすれば解約できるのか <p>政府広報オンライン「お試し」のつもりが定期購入!? ネット通販 最終確認3つのポイント</p>

勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発事業

1 概要

デジタル社会においては、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まっており、若者や高齢者だけでなく、勤労世代（本事業においては30代から60代を指す。以下同じ。）の消費者被害も増加している。

そこで、靈感商法を含めた悪質商法に関する被害を防止するための啓発動画を作成し、12月の消費者被害防止月間にあわせて交通広告やWeb広告に掲出することで、勤労世代への消費者被害を未然防止する。

2 事業概要

(1) 内容

項目	内容
啓発動画等の制作	広告において使用する啓発動画及びポスターを制作
交通広告・ビジョン広告の掲出	①JR 東海道線（豊橋-熱海間）車内広告 ②駅ポスター広告（沼津駅、静岡駅、浜松駅） ③駅フロア広告（静岡駅、浜松駅） ④ビジョン広告 沼津ラクーンビジョン（沼津市） 呉服町スクランブル交差点 LED ビジョン（静岡市） えんてつビジョン（浜松市）
Web 広告の掲出	勤労世代をターゲットに Web 広告掲出 YouTube、Instagram、Facebook

(2) スケジュール

実施時期	内容
令和7年4月22日	県公報掲載（企画提案募集）
令和7年5月9日	企画提案参加者向け説明会実施
令和7年6月18日	企画提案審査会実施
令和7年7月18日	委託契約締結
令和7年7月～11月	動画等の制作
令和7年12月	交通広告・ビジョン広告・Web 広告掲出

(3) 啓発動画の概要

忙しい勤労世代が短時間で視聴できるよう、それぞれの事例について、トラブルのキーワードと消費者ホットライン188を15秒で伝える動画と、具体的な事例を取り上げる約60秒の動画とした。

テーマ・内容		QRコード
1	<p>「SNSで誘われる悪質商法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSの広告からSNSのグループに参加し、投資の先生のアドバイスに従って資金を振り込むが、高額な手数料をとられ、出金できないトラブル事例。 <p>(15秒編 16.3万回再生) (事例編 6.3万回再生)</p>	<p>15秒編</p> 
		<p>事例編</p> 
2	<p>「不安につけこむ靈感商法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料の占いのつもりが、追加の鑑定を勧められ、そのたびに追加の鑑定料を支払い、気がついたら高額な鑑定料を払っていた上に、開運グッズを買うように迫られるトラブル事例。 <p>(15秒編 16.1万回再生) (事例編 6.4万回再生)</p>	<p>15秒編</p> 
		<p>事例編</p> 
3	<p>「不安をあおる点検商法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料で点検をする、と言ってやってきた業者に屋根の点検をしてもらったところ、このままだと雨漏りする、などと不安をあおられ、高額な修理契約を結ぶよう迫られるトラブル事例。 <p>(15秒編 16.1万回再生) (事例編 6.6万回再生)</p>	<p>15秒編</p> 
		<p>事例編</p> 

教員向け消費者教育の実践に関する研修

1 要 旨

- 学校における消費者教育の取組を支援するため、最新の消費者トラブル事例や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講習や研修を実施してきた。
- 今年度は、当課主催の研修は、昨年度に引き続き教育委員会と共催で実施し、オンライン開催後、全国教員研修プラットフォーム（Plant）へも研修動画を掲載した。

2 令和7年度教員向け研修

(1) 県民生活課主催の講座の実施

テーマ	家庭科教員向け消費者教育実践講座	教員向け消費者教育実践講座
月 日	8月1日（金）（オンライン）	8月1日（金）（オンライン）
対 象	家庭科教員	全教員
人 数	27名 研修動画8名視聴（2/4時点）	12名 研修動画60名視聴（2/4時点）
内 容	<p>○子どもに多いインターネット上の消費者トラブルについて 講師：静岡県警サイバー企画課 職員</p> <p>○支援を要する児童・生徒への消費者教育の指導方法 講師：東京家政学院大学 教授 小野 由美子 氏</p> <p>○授業に活用できる実践的な消費者教育の指導方法 講師：「子供のお金教育を考える会」 代表 あんびるえつこ 氏</p>	<p>○子どもに多いインターネット上の消費者トラブルについて 講師：静岡県警サイバー企画課 職員</p> <p>※家庭科教員向けの講座を兼ねた講義</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会教育政策課と共催で実施。 ・オンライン開催後、全国教員研修プラットフォーム（Plant）等で録画配信。 	

(2) 県総合教育センターでの研修の実施

テーマ	情報モラル教育実践研修
月 日	8月4日（月）
人 数	37名
内 容	<p>「GIGA スクール1人1台端末下における情報モラル教育の進め方」 講師：静岡大学 准教授 塩田 真吾 氏</p>

消費者教育講師のフォローアップ

1 消費者教育講師概要

- 消費者教育出前講座などの学習機会を様々な場で提供していくため、平成29年度、本県の消費者教育を担う者を養成する全6回の「消費者教育人材養成講座」を開催した。また、令和4年度には新たな人材養成のため、「消費者教育講師人材養成研修」を開催、令和5年度には高齢者のデジタルに関連した消費者トラブルを防止するため、「シニア向け消費者教育講師人材養成講座」を開催した。
- 講座・研修の修了者を「消費者教育講師」と命名し、消費者教育出前講座の講師要員として、「消費者教育講師人材バンク」に登録した。
- 消費者教育講師人材バンク登録者を、県民生活センターの差配により、県主催の講座や開催依頼のあった講座へ派遣している。

2 消費者教育講師フォローアップ研修

○令和7年度実績

消費者教育講師や県・市町の消費生活相談員、消費者団体等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な消費者教育出前講座の実施に向け、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を実施した。

(1) 知識編(オンデマンド配信による研修)

消費者教育講師等が最新の消費者トラブル等についての知識を習得することができるよう、録画配信による研修を実施した。

項目	第1回	第2回	第3回
実施方法	オンデマンド配信（県公式YouTubeで受講者にのみ限定公開）		
配信期間	令和7年8月5日から 9月4日まで	令和7年9月17日から 10月16日まで	令和7年10月28日から 11月27日まで
研修内容	「年代別の最新の消費者被害について」 (90分)	「だましの手口と消費者心理～デジタル時代に求められる消費者力とは～」(86分)	「キャッシュレス決済の仕組みと注意点」 (90分)
講師	(公財) 消費者教育支援センター エグゼクティブフェロー 吉松 恵子 氏	立正大学心理学部 教授 西田 公昭 氏	山本国際コンサルタンツ合同会社 代表 山本 正行 氏
参加人数	91人	79人	75人

(2) 実践編(集合型)

消費者教育講師が顔の見える関係を構築することができるよう、集合型の研修を実施し、併せて意見交換等も行った。

項 目	東部地域	中部地域	西部地域
日 時	8月27日(水) 14時～16時	9月11日(木) 14時～16時	9月29日(月) 14時～16時
会 場	東部総合庁舎 別館2階第一会議室	静岡県庁 別館7階第二会議室B	浜松総合庁舎 1階大会議室
内 容	(1)対象者に合わせた講座の作り方とポイントについて(講義) (2)高齢者を対象とした模擬講義 (3)意見交換会 テーマ「(1)(2)を受けて自身の講座に活かしたいこと」		
参加人数	21人	15人	30人


エシカル消費推進事業

1 要 旨

持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進するため、「つくる」立場の事業者と「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発を行った。

2 令和7年度を取組概要

○エシカル消費推進事業

項 目	内 容
実施時期	令和7年10月～令和8年1月
プラス・エシカル マルシェの開催	<p>○マークイズ静岡1階メインコートにおいて、県内の事業者が出展し、エシカルな商品の販売やワークショップを行うマルシェを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月20日(土) 10事業者出展 レジ通過客数：153人 ・12月21日(日) 8事業者出展 レジ通過客数：118人 ・テレビCMやラジオCM、新聞記事掲載等により開催を周知 ・エシカル消費の実践例等を記載したパネルを展示 ・エシカル消費に関するクイズを実施、参加者にはフェアトレードコーヒードリップバッグをプレゼント ・商品購入者を対象としてフェアトレード商品が当たる抽選会を実施 ・モニターで啓発動画を放映
トークイベント の実施	<p>○マルシェ会場の隣で、県内事業者や大学教授による、エシカルをテーマとしたトークイベントを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 12月21日(日) 14:00～14:30 ・登壇者 静岡文化芸術大学 准教授 武田 淳 氏 Ananda 津村 紀名 氏 DJ Roni 氏 ・観覧者数 46人 (立ち見を含む)
マスコミを 活用した啓発	○テレビやラジオでのコーナー展開やCM放送、新聞記事掲載等により啓発を実施
事業者向け セミナーの開催	<p>○県内事業者を講師として、企業におけるエシカル消費につながる取組等を紹介するセミナーをオンライン（静岡ビジネスコンパス）にて開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 令和7年11月13日(木) 13:30～15:00 ・テーマ 「未来につながる静岡のビジネス」 ～地域資源と技術を活かしたエシカル経営～ ・登壇者 (一社)和栗協議会／(有)春華堂 間宮純也氏 (株)ホワイトウィングスマネジメント 中村真治氏 (株)スギセキ 愛宕航希氏 ・参加者数 47人
マルシェ 当日の様子	

○ その他の取組

項 目	実施時期	内 容
SDGsとエシカル消費 の出前講座の開催	7月～2月	○静岡県内の小・中学校でSDGsやエシカル消費に関する出前講座を 開催 沼津市、裾野市、函南町、富士市、富士宮市、焼津市、掛川市、 湖西市 各1校 合計740名受講

令和 8 年度 消費者教育推進のための取組予定

1 概 要

「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づき、平成26年3月、静岡県消費者教育推進計画を策定した。この計画に基づき、学校、家庭、地域、職域の場において、多様な主体間の連携のもと、消費者教育を推進してきた。

令和8年3月に策定予定である第2次消費者基本計画のうち、大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく消費者教育推進計画と位置づけ、消費者教育推進の取組を展開していく。

2 事業概要

施策の柱	主な取組内容
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) エシカル消費の推進 ○消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施 ○SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施
ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施
	(2) 特別支援学校向け消費者教育教材の制作
	(3) 勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発の実施
	(4) 消費者被害防止キャンペーン等の実施
	(5) 情報誌やホームページ等による情報発信
	(6) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進
消費者教育の担い手の資質向上	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 ○教員向け消費者教育実践講座 ○総合教育センター研修 ○教員向け消費者教育メールマガジン (2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施
社会の変化に応じた消費者教育	(1) デジタル分野における消費者教育 ○シニア向けデジタル活用出前講座の実施

3 令和8年度予定

施策の柱	区 分	取組の概要
県民意識の醸成 持続可能なくらしの実現に向けた	(1) エシカル消費の推進	消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感を広げる取組を展開 消費者が「エシカル消費」を知り、身近に感じることで認知度向上を図り、日常生活において何か一つでも「エシカル消費がプラス」されるよう促進 ○エシカルな商品の販売等を行うマルシェを開催 ○SDGs とエシカル消費に関する出前講座の実施

ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座等の実施	県民生活センターを拠点とし、消費生活相談員や消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座等を実施。 ○消費者教育出前講座 ○高校生消費者教育出前講座 ○保護者向け消費者教育出前講座 ○大学生・新社会人向け消費者教育出前講座 ○高齢者向け消費者教育出前講座
	(2) 特別支援学校向け消費者教育教材の制作	県や市町が特別支援学校での出前講座で活用できる教材を制作【新規】
	(3) 勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発の実施	勤労世代を対象に、消費者トラブル被害防止啓発動画を Web 広告で配信し、消費者トラブル事例や消費生活相談窓口を周知
	(4) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施 ○消費者月間（5月） ○消費者被害防止月間（12月）
	(5) 情報誌やホームページ等による情報発信	悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施 ○外国人向けリーフレットの作成 ○県ホームページ、SNS等による情報発信 ○消費者教育・啓発リーフレット制作 ・2種発行
	(6) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座を実施。
消費者教育の担い手の資質向上	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施	学校における消費者教育を支援するため、教員を対象とした講座や研修を実施 ○教員向け消費者教育実践講座（教育委員会連携講座） ・8/5実施 ○総合教育センター研修 ・情報モラル教育実践研修 7/31実施 ○教員向け消費者教育メールマガジン【新規】 ・1～2か月に1回程度配信
	(2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に最新の消費者トラブルに対応するための研修を実施 ○消費者教育講師フォローアップ研修 ・8～12月実施（録画配信：全3回） ・8～10月実施（東中西で研修・意見交換会実施）
教育 応じた消費者 社会の変化に	(1) デジタル分野における消費者教育	高齢者や見守り者を対象に、デジタル機器やサービスの安全・安心な使い方やインターネット上の消費者トラブルの対処方法等を教える「シニア向けデジタル活用出前講座」を実施



教員向け



消費者教育 メルマガ登録募集



学校における消費者教育を支援するため、
1～2ヶ月に1回程度メールを配信。



**消費者トラブルは
児童・生徒にとっても無関係ではありません！**

例えばこんな トラブル

文化祭に向けて、クラスTシャツを注文した。楽しみに待っていたのに、文化祭の日までに届かない上に、注文した業者とも連絡が取れない！

消費生活に関する知識は、児童・生徒がこれからの人生において
安全安心で自立した生活を送る上で大切なものです。
家庭科の先生はもちろん、それ以外の教科の先生方も、ぜひ御登録ください！

配信内容(予定)

- * 契約の基礎知識やクーリング・オフに関する弁護士の講義動画（5～10分程度）
- * 若者に多い消費者トラブルや県内の若者の消費生活相談状況
- * 授業で活用出来る教材の紹介

登録 方法

1. 二次元コード又は以下のURLから電子申請サービスにアクセスし、メールアドレスを入力。

申請先URL https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19126

2. 返信されてきたメールに記載のURLから必要事項を入力。



▲登録はこちら

東部県民生活センターの取組状況

1 令和7年度出前講座実施状況（3月予定分含む。）

○高校生消費者教育出前講座

	高等学校	特別支援学校	保護者(P T A)	計
回数	19回	11回	2回	32回
受講者数	3,627人	191人	166人	3,984人

※高等学校には通信制高校2校の3回51人を含む。

○消費者教育出前講座

	大学	専門学校	企業・団体	高齢者	見守り者	小学生	計
回数	2回	4回	3回	27回	7回	9回	52回
受講者数	211人	242人	90人	682人	142人	265人	1,632人

※小学生の9回は、エシカル消費出前講座を実施。

2 令和7年度キャンペーン等による啓発活動（3月予定分含む。）

イベント	期間・場所等	啓発概要
消費者月間	5.1～5.30 @沼津産業ビル1階 ギャラリーふらざ	パネル展示 啓発チラシ配架
	5.16 街頭キャンペーン @マックスバリュ沼津南店	啓発チラシ グッズ配布
消費者被害 防止月間	12.1～12.26 @沼津産業ビル1階 ギャラリーふらざ	パネル展示 啓発チラシ配架 デジタルサイネージ
	12.4～12.18 @東部総合庁舎2階フロア 12.1～12.26 @東部総合庁舎1階玄関	パネル展示、 啓発チラシ配架 デジタルサイネージ
	12.11 街頭キャンペーン @沼津駅南口・北口	啓発チラシ グッズ配布
ぬまづ 消費生活展	2.7～2.8 @沼津イーラ de	パネル展示、動画放映 啓発チラシ・グッズ配布
エシカル ライフ月間	9.1～9.30 @沼津産業ビル1階 ギャラリーふらざ	パネル展示、エシカル消 費動画、啓発チラシ配架
	9.9、9.30 エシカル商品の販売会（福祉の店と共同） @沼津産業ビル1階ギャラリーふらざ	パネル展示
	9.23 エシカル親子イベント @沼津産業ビル1階ギャラリーふらざ	啓発チラシ・グッズ配布
	11.14 沼津東高校新聞部とエシカル消費座談会 @東部県民生活センター会議室	座談会
	11.27 (一社)静岡県大学出版会 SNS 投稿	Instagram、X

3 令和7年度第2回東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会(予定)

日時 令和8年2月19日(木) 午前10時から

会場 県東部総合庁舎 別棟2階会議室

議題 第2次静岡県消費者基本計画の策定、令和8年度地方消費者行政強化交付金他

中部県民生活センターの取組状況

1 中部地域消費者行政推進連携協議会について（令和7年度第2回）

- (1) 日時・場所 令和8年2月17日（火）13時30分から15時まで（予定）
- (2) 会場 中部県民生活センター 2階 共用会議室
- (3) 参加団体 県消費者団体連盟中部支部、管内市町、県等
- (4) 議事概要
- ・ 令和8年度地方消費者行政強化交付金について
 - ・ 県消費者行政関連事業について
 - ・ 県民相談の廃止について ほか

2 消費者教育出前講座実施状況（令和7年度）

消費者トラブル防止のために消費者教育講師や消費生活相談員等による出前講座実施

講座対象 項目	高校生 (保護者含む)	大学 専門学校	高齢者等 見守り者	その他	計
実施回数(回)	40 (49)	2 (4)	20 (19)	6 (3)	68 (75)
受講者数(人)	4,844 (5,691)	500 (1,852)	582 (602)	217 (134)	6,143 (8,279)

※ 令和8年2月10日現在

※ ()は前年度実績

3 令和7年度街頭キャンペーン

5月の消費者月間及び12月の消費者被害防止月間において、消費者トラブル防止のための情報提供や相談窓口の利用などを呼びかける街頭キャンペーンを実施

(1) 消費者月間

日時・場所	令和7年5月22日（木）・JR静岡駅コンコース
参加団体	弁護士会、司法書士会、警察、学生ボランティア、行政機関等
活動概要	啓発グッズ、リーフレット等(300部)配布

(2) 消費者被害防止月間

日時・場所	令和7年12月10日（水）・JR静岡駅コンコース
参加団体	弁護士会、司法書士会、警察、行政機関等
活動概要	啓発グッズ、リーフレット等(300部)配布

西部県民生活センターの取組状況

《令和7年度第2回西部地域消費者行政推進連携協議会》

日時 令和8年2月20日(金) 午後1時30分～3時30分 (予定)

会場 浜松総合庁舎1階大会議室

議題 令和8年度消費者行政推進の取組について 他

《出前講座実施状況》

・高校生消費者教育出前講座

	高校生向け		保護者向け	
	学校数	受講者数	学校数	受講者数
令和6年度	45	6,915	1	35
令和7年度	27	4,225	3	74

※令和7年度は1月末現在

・消費者教育出前講座

	大学・専門学校		一般	
	学校数	受講者数	件数	受講者数
令和6年度	6	1,032	39	1,015
令和7年度	3	976	38	924

※令和7年度は1月末現在

・シニア向けデジタル活用講座

	一般	
	件数	受講者数
令和6年度	9	115
令和7年度	6	89

※令和7年度は1月末現在

《街頭キャンペーン（令和7年度実績）》

5月の消費者月間及び12月の消費者被害防止月間において消費者トラブル防止のための情報提供や相談窓口の利用などを呼びかける街頭キャンペーン・パネル展を実施。

日時・場所	令和7年5月16日・JR浜松駅周辺 令和7年12月3日・JR浜松駅周辺
参加団体	弁護士会、司法書士会、警察、消費者団体連合会、警察、行政機関等
活動概要	啓発グッズ、リーフレット等(500部)配布、イヤヤン着ぐるみ

《パネル展（令和7年度実績）》

日時	令和7年4月28日～令和7年6月2日 令和7年11月28日～令和7年12月26日
場所	浜松総合庁舎1階ロビー
活動概要	エシカル消費啓発パネル展示、デジタルサイネージ、資料配架等

《エシカル啓発キャンペーン（令和7年度実績）》

- ・エシカル消費の認知度を高め、エシカルな行動を促すため、農林環境専門職大学と連携した啓発活動を実施した。

期間	会場	内容
令和7年11月16日	静岡県立農林環境専門職大学・短期大学部 「第3回豊穰祭」	体験イベント・エコバックの絵付け体験 パネル展実施、インスタグラム「つながるエシカル」啓発活動

- ・県広聴広報課が管理するイオンモール浜松市野・袋井のデジタルサイネージ(電光掲示板)において、消費者啓発に係る映像を継続的に配信している。

《就職フェアにおける啓発（令和7年度実施予定）》

西部管内各地で開催される就職フェアにおいて、就活生に向けて消費者教育の啓発を実施すると共に、就職フェアに参加する企業に向けて、新社会人向け講座及びセンターのチラシ配布等を行い、新入社員研修での講座実施を呼びかける。

＜参加予定＞

イベント	日時	場所	実施内容
いわた・ふくろい就職フェア	令和8年2月9日	磐田商工会議所2階会議室	40社出店 啓発品・チラシ配布
小笠地区合同就職面談会	令和8年3月19日	掛川グランドホテル	会場都合で啓発品・ チラシの配架のみ
合同企業説明会 (袋井・磐田)	令和8年3月19日	袋井市総合体育館 さわやかアリーナ	70社出店 啓発品・チラシ配布

賀茂広域消費生活センターの取組状況

1 要 旨

賀茂地域における消費者教育は、県と6市町で共同設置した賀茂広域消費生活センターが担い、市町の業務として行っている。

2 令和7年度実績

(1) 出前講座

(令和8年3月実施予定も含む)

	中学校	高校	高校PTA	専門学校	高齢者等	見守り者	計
回数	1回	5回	1回	1回	2回	2回	12回
受講者数	18人	320人	200人	6人	26人	44人	614人

- ・成年年齢が18歳に引下げられたことに伴い、高校生や専門学校生、保護者を対象に、契約の基礎知識や若者に多い消費者トラブルなどをテーマとして出前講座を実施したほか、中学校1校で消費生活に関する授業を実施。
- ・高齢者等の消費者被害・トラブルが相変わらず多いことから、高齢者、障害者の見守り者を対象に、高齢者等に多い消費者トラブルと防止対策などをテーマとして出前講座を実施。

(2) 啓発

- ・5月の消費者月間及び12月の消費者被害防止月間において、当センター、賀茂地域各市町、下田警察署合同で街頭キャンペーンを実施。
- ・年3回、最新の消費者トラブルの事例と対策に関する啓発チラシ「くらしが変わるカモ！」を発行し、市町で全戸回覧。
- ・下田市のケーブルテレビで毎月啓発番組を放映。
- ・各市町の広報誌を活用した啓発を実施。

3 課題と今後の取組

- ・消費者被害・トラブルに遭遇しやすい高齢者・障害者や、成年年齢引下げに伴い悪質業者に狙われやすい若者について、高齢者・障害者や若者本人だけでなく、見守り者や保護者への出前講座を実施するなど、より効果的な消費者教育・啓発に取り組んでいく必要がある。

静岡県消費者教育推進県域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議の場の設置を目的として、消費者教育推進法第20条第1項の規定に基づき、静岡県消費者教育推進県域協議会(以下「県域協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報の交換及び調整に関すること。
- (2) 静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整に関すること。
- (3) 静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認に関すること。
- (4) 消費者教育推進に係る、調査、研究等に関すること。
- (5) その他、消費者教育の推進に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 県域協議会に、座長を置く。

- 2 座長には、学識者をもって充てる。
- 3 構成員には、別表に掲げる機関・団体等から推薦のあった者をもって充てる。
- 4 構成員は、必要に応じて、増員、減員ができるものとする。
- 5 座長及び構成員の任期は、県域協議会において構成員が協議し別に定める。

(会議)

第4条 県域協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 県域協議会は、公開で行うものとする。

- 2 県域協議会の議事要旨及び構成員配布資料はホームページ等で公開する。

(事務局)

第6条 県域協議会の事務局は静岡県くらし・環境部県民生活課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県域協議会の運営に関して必要な事項は、構成員が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 11 日から施行する。

別 表

	団体・機関等	区分
1	常葉大学	学識
2	静岡県弁護士会	学識
3	静岡県司法書士会	学識
4	静岡県消費者団体連盟	消費者団体
5	静岡県生活協同組合連合会	消費者団体
6	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会	消費者団体
7	公益社団法人日本青年会議所 東海地区静岡ブロック協議会	事業者団体
8	静岡県金融広報委員会	関係機関
9	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	関係機関
10	静岡県教育研究会	教育関係者
11	静岡県教育委員会事務局教育政策課	教育関係者
12	静岡県教育委員会事務局義務教育課	教育関係者
13	静岡県教育委員会事務局高校教育課	教育関係者
14	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課	教育関係者
15	静岡県教育委員会事務局社会教育課	教育関係者
16	静岡県くらし・環境部県民生活課	関係機関
17	静岡県東部県民生活センター	関係機関
18	静岡県中部県民生活センター	関係機関
19	静岡県西部県民生活センター	関係機関
20	静岡県賀茂広域消費生活センター	関係機関

静岡県消費者基本計画の総括評価（案）

（県民生活課）

静岡県消費者基本計画では、計画全体の成果を表す1つの成果指標と、施策・取組の進捗状況を示す活動指標を大柱ごとに2つ、合計9つの指標を設定し、消費者行政施策を展開している。うち7つが目標達成に向け順調に推移しているが、うち2つは目標達成に向けてより一層の推進が必要である。

1 成果指標

■ 概況

消費者教育、消費者相談対応、事業者指導等の施策の実施により、消費者被害の防止と救済に努めたが、SNS やインターネット広告で勧誘される投資などの儲け話等、1件あたりの被害が高額なトラブルが増加したことにより、県全体の被害額が増加し、2024年度の被害額は488千円となり、基準値よりも高額となった。

■ 指標の状況

指標名	2020 基準値	2025 目標値	2024 現状値	評価 区分
消費生活相談における被害額※ (PIO-NET データから県民生活課算出)	329 千円/人	280 千円/人 以下	488 千円/人	基準値 未満

※ 相談時に聞き取った、相談案件に関して消費者が支払った額の平均額

■ 主な取組と成果

- 2022年4月の成年年齢引下げに対応するため、高等学校、特別支援学校を対象とした高校生消費者教育出前講座を重点的に実施したほか、高齢者、見守り者、新社会人等を対象とした消費者教育出前講座を実施し、契約についての知識や消費者被害の現状についての理解促進に努めた。
- 県民生活センターにおいて、通常の相談対応やあっせんの他、市町のみで対応困難な高度な専門性を要する案件について、市町への助言を実施し、被害の拡大防止に努めた。
- 全ての商品、サービスを対象とした表示適正化調査を実施し、景品表示法に基づく行政指導を実施するとともに、不当な表示が認められた事業者には措置命令を実施した。

■ 今後の課題と方向性

- デジタル技術を悪用した手口が発生する一方で、旧来の訪問販売等の被害も減少しないことから、今後も引き続き、消費者相談対応、消費者教育による未然防止や悪質事業者の指導・処分に取り組む。
- 近年は、インターネット広告をきっかけとした投資詐欺や、ロマンス投資詐欺など、犯罪行為が疑われる相談が急増している。このような相談は、消費生活相談の範囲を超えているにも関わらず、被害額が高額であり、全体の被害額を大きく押し上げる要因となっていることから、より適した指標を検討する必要がある。

2 活動指標

(大柱1) 自ら学び自立し行動する消費者の育成

■ 概況

消費者市民社会の実現に向け、消費者教育・啓発や消費生活に関する情報提供の充実を図っている。2024年度は、高校生や高齢者、見守り者等を対象に、消費者教育出前講座を308回実施し、目標値を達成した。

■ 指標の状況

指標名	2020 基準値	2025 目標値	2024 現状値	評価 区分
消費者教育出前講座実施回数(維持目標) (県民生活課調査)	137回	毎年度 260回	308回	◎
消費者教育講師のフォローアップ研修受 講者数(維持目標) (県民生活課調査)	139人	毎年度 300人	338人	○

■ 主な取組と成果

- 「プラス・エシカルマルシェ」等のイベント開催やSNS等を活用した情報提供、小中学生向け出前講座により、消費者・事業者双方に向けたエシカル消費の普及啓発に取り組んだ。
- 2022年4月の成年年齢引下げに対応するため、高等学校、特別支援学校を対象とした高校生消費者教育出前講座を重点的に実施したほか、高齢者、見守り者、新社会人等を対象とした消費者教育出前講座を実施し、契約についての知識や消費者被害の現状についての理解促進に努めた。
- 広報誌、ホームページ、SNS等の多様な広報ツールを活用し、最新の消費者トラブル事例や相談窓口の周知啓発を行ったほか、市町と連携し、回覧板による情報提供などを実施し、被害の未然防止に努めた。
- 消費者教育出前講座の講師となる消費生活相談員や消費者教育講師を対象にフォローアップ研修を実施し、資質向上を図った。
- デジタル化の急速な進展に伴う高齢者の消費者トラブルを防止するため、新たな消費者教育講師を育成し、出前講座に派遣した。

■ 今後の課題と方向性

- 持続可能な社会の実現に向け、消費者一人ひとりの行動変容が求められている一方で、エシカル消費の認知度は27.5%と依然として低いため、引き続きイベントやSNS等を活用した情報提供により普及啓発に取り組む。
- 近年、SNSやインターネット広告をきっかけとする消費者被害が増加し、被害の回復がより一層困難になっていることから、市町とも連携しながら、引き続き消費者のライフステージ、特性に応じた消費者教育出前講座の実施や情報提供により、被害の未然防止を図る。

(大柱2) 消費者被害の防止と救済

■ 概況

消費者からの相談への対応等を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者救済に努めた。2024年度は消費生活相談員の資質向上のために実施しているスキルアップ研修に387人が参加し、目標値を達成した。

■ 指標の状況

指標名	2020 基準値	2025 目標値	2024 現状値	評価 区分
消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数(維持目標) (県民生活課調査)	219人	毎年度 300人	387人	◎
県及び市町の消費生活相談員が実施したあっせん解決率(維持目標) (PIO-NET データから県民生活課算出)	93.5%	毎年度 94%	93.7%	○

■ 主な取組と成果

- 高度化・複雑化・多様化する消費者トラブルに適切に対応できるよう、デジタル化への対応や靈感商法など時宜に応じた内容の研修を実施し、県及び市町の相談員のスキルアップを図った。
- 消費生活相談員資格取得支援講座の実施や人材バンクの運用により、有資格者の確保を図った。
- 県民生活センターにおいて、通常の相談対応やあっせんの他、市町のみで対応困難な高度な専門性を要する案件について、市町への助言を実施した。
- 市町相談員を対象とした巡回訪問指導、県民生活センターへの受入研修等を通じ、県による市町支援を実施した。

■ 今後の課題と方向性

- 高度化・複雑化・多様化する消費者トラブルに適切に対応できるよう、引き続き、時宜に応じた内容の研修を実施し、県及び市町の相談員のスキルアップを図る。
- 相談員の高齢化や人材不足が懸念されていることから、国が導入する新システムに実装される相談員ナレッジを活用することにより、相談員の負担軽減を図り、相談の質を向上させるとともに、相談員の確保につなげる。
- 相談の手段が電話と対面に限られていることから、メール相談を実施することにより、勤労世代をはじめとする消費者の利便性の向上を図る。

(大柱3) 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

■ 概況

消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品・サービスの安全性を確保するとともに、取引や表示の適正化などに取り組んでおり、2024年度は278件の景品表示法適正化調査を実施し、目標値を達成した。

■ 指標の状況

指標名	2020 基準値	2025 目標値	2024 現状値	評価 区分
HACCP実施状況監視率(維持目標) (衛生課調査)	—	毎年度 100%	100%	○
景品表示法適正化調査件数(維持目標) (県民生活課調査)	204件	毎年度 270件	278件	○

■ 主な取組と成果

- 食品衛生法の改正を受けて、2021年6月から、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施している。監視指導を実施する際は、事業者が作成した衛生管理計画の確認、計画に基づく衛生管理の実施状況及びその記録並びに記録の保存等に係る技術的助言を行い、HACCPに沿った衛生管理の定着を図った。
- 県内の消費生活相談情報の分析や市町から提供される情報を基に、不当な取引行為が疑われる事業者について、特定商取引法・県消費生活条例に基づく行政指導を実施するとともに、不当な取引行為が認められた事業者には法に基づく行政処分を実施した。
- 2022年度から、表示適正化調査の対象を、これまでの外食店等から、全ての商品、サービスに拡大し、景品表示法に基づく行政指導を実施するとともに、不当な表示が認められた事業者には措置命令を実施した。
- 2022年度から消費者被害の未然防止を図るため、消費生活相談の件数が少ないものの、特定商取引法違反の疑いのある事業者に対して、啓発文書を送付し注意喚起した。

■ 今後の課題と方向性

- 制度化から3年半が経過し、HACCPが定着してきたが、大規模製造施設から家族経営等の小規模な施設まで、その実施状況は様々となっている。多くの中小規模施設においては、HACCPプランの適切な検証の実施を指導し、その精度向上を図る必要があるため、今後は、個々の施設の状況に応じた丁寧な助言指導の実施を目指す。
- 悪質事業者の手口は多様化、複雑化しており、日々新たな手口が発生していることから、今後も消費生活相談情報の収集・分析を進めるとともに、迅速な事業者指導の実施を目指す。
- インターネット広告やSNS広告などのデジタル広告が消費者トラブルの原因となっていることから、引き続きインターネット上の表示の監視を強化し、早期に事業者指導の実施を目指す。

(大柱4) 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化

■ 概況

どこに住んでいても質の高い相談・救済、消費者教育を受けることができるよう、県と市町の連携を強化し、消費者施策を一体的・効果的に推進する基盤の構築に努めたが、消費者安全確保地域協議会設置市町数は7市町に留まっている。

■ 指標の状況

指標名	2020 基準値	2025 目標値	2024 現状値	評価 区分
高齢者及び見守り者への消費者教育出前講座実施回数 (県民生活課調査)	18回	60回	96回	◎
消費者安全確保地域協議会設置市町数 (県民生活課調査)	1市	16市町	7市町	●

■ 主な取組と成果

- 各県民生活センターごとに消費者行政推進連携協議会を設置し、消費者教育の推進や消費者被害の防止と救済を図るための取組について、市町や専門家等と情報交換や意見交換を行い、地域の実情把握や課題解決に取り組んだ。
- 市町と連携し、地域の集会等での既存の講座を活用した、高齢者及び見守り者向け消費者教育出前講座を実施することで、講座を主催したり講師を派遣したりすることが困難な市町においても消費者教育を受けられる体制を整備した。
- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置していない市町を訪問し、協議会設置の働きかけを積極的に実施したことに加えて、オンラインで設置に向けた課題等についてのヒアリングを実施するなど、設置を促進した結果、2022年度以降に5市町（南伊豆町、御殿場市、川根本町、沼津市、御前崎市）が協議会を設置した。

■ 今後の課題と方向性

- 消費生活相談における高齢者の割合が依然として高いことから、引き続き、市町と連携し、高齢者及び見守り者を対象とした消費者教育出前講座を実施する。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者の見守り・声かけ体制の整備を進めるため、引き続き、消費者安全確保地域協議会を含む見守りネットワークの構築を支援するとともに、見守りに必要な情報提供に努める。